



# 佐賀県森林政策

平成18年  
11月15日(水曜日)  
外

## Ⅲ 次

(◎母が県例規集に登載するもの)

○佐賀東部地域森林計画及び佐賀西部地域森林計画を変更する案の  
縦覧

(森林整備課) 一

### ○ 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項及び第39条の4の規定により  
佐賀東部地域森林計画及び佐賀西部地域森林計画を変更したいので、それぞれ  
次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が終了する日まで  
に、佐賀県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成18年11月15日

佐賀県知事 古川 康

#### 1 森林計画区の名称

- (1) 佐賀東部地域森林計画区（佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市、鹿島市、  
小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、上峰町及  
びみやき町、杵島郡大町町、江北町及び白石町並びに藤津郡太良町）
- (2) 佐賀西部地域森林計画区（唐津市、伊万里市、東松浦郡玄海町及び西松  
浦郡有田町）

#### 2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部森林整備課及び各農林事務所

#### 3 縦覧期間

平成18年11月15日から平成18年12月14日まで

申購  
込読料

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十一月十五日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日  
株古川総合印刷